

# 公益通報者 ハンドブック



内閣府国民生活局

## はじめに

近年、国民の安心や安全を損なうような企業不祥事が続発し、消費者をはじめとする社会の信頼が大きく損なわれました。そして、その多くが食品の偽装表示や自動車のリコール隠しにみられるように、事業者内部の労働者等からの通報を契機として明らかにされました。

そもそも法令違反行為は許されるものではなく、消費者利益等を害する法令違反の是正のための通報は正当な行為として保護されるべきですが、公益のために通報を行った場合に、労働者がどのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは必ずしも明確ではありませんでした。

このため、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう通報者保護に関する制度的なルールを明確化するとともに、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するために、公益通報者保護法が平成16年6月に成立しました。

公益通報者保護法では、保護される通報の要件や保護の内容等を定めるとともに、事業者や行政機関がとるべき措置を規定しています。

公益通報者保護法が適正に運用されるためには、こうした保護される通報の要件や効果など法律の内容を正しくご理解いただくことが何よりも重要です。

以上のような観点から、このハンドブックは、公益通報者保護法の内容を分かりやすくまとめてあります。

このハンドブックが公益通報者保護法へのご理解の一助となれば幸いです。

平成17年12月  
内閣府国民生活局

# 目次

## I. 「公益通報者保護法」とは 1

1. 公益通報者保護法制定の背景 ..... 1
2. 公益通報者保護法の概要 ..... 1

## II. 「公益通報者保護法」の内容について 2

1. 公益通報とは？ ..... 2
2. 公益通報となるために必要な事項について
  - (1) どのような法令違反行為が公益通報の対象となりますか？ ..... 3
  - (2) 誰がどのような内容を通報する場合に対象となりますか？ ..... 5
  - (3) 通報先はどこですか？ ..... 6
  - (4) 通報先ごとの保護要件はどのようなものですか？ ..... 9
3. 通報の際はどのようなことに注意すればよいのですか？ ..... 12
4. 通報を受けた事業者や行政機関は、どのように対応すればよいのですか？ ..... 13
5. 公益通報者は、どのような保護を受けられますか？ ..... 15

## III. ご質問にお答えします！ 16

## 公益通報者保護法 24

## 通報対象となる法律の一覧 28

# I. 「公益通報者保護法」とは

## 1 公益通報者保護法制定の背景

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。

公益通報者保護法の制定（平成16年法律第122号）

## 2 公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、次のようなことを定めています。

労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰が規定されているもの）について、  
① 事業者内部 ② 行政機関 ③ その他の事業者外部  
のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合

- 公益通報者に対する { 解雇の無効
- 公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置 { その他の不利益な取扱いの禁止

この法律は、平成18年4月1日から施行されます。

## Ⅱ 「公益通報者保護法」の内容について

公益通報者保護法（以下「法」という。）の内容を具体的に説明すると次のようになります。

### 1 公益通報とは？

1

事業者（事業者又はその役員、従業員等）について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を



2

そこで働く労働者【公務員を含む】が



3

不正の目的でなく



4

次のいずれかに通報することをいう

- (1) 事業者内部  
当該労務提供先（又は労務提供先があらかじめ定めた者）
- (2) 行政機関  
当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関
- (3) その他の事業者外部  
その者に対し当該法令違反行為を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

以下、順番に説明します。

## 2

# 公益通報となるために必要な事項について

## 1 どのような法令違反行為が公益通報の対象となりますか？

対象となる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰が規定されているもの）が生じ、又はまさに生じようとしていることが必要です。

### 国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律

〈分野〉	〈法律の例〉
<b>個人の生命・ 身体の保護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 刑法</li> <li>■ 食品衛生法</li> <li>■ 道路運送車両法</li> <li>■ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</li> <li>■ 家畜伝染病予防法</li> <li>■ 建築基準法</li> <li>■ 薬事法</li> </ul>
<b>消費者の 利益の擁護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 証券取引法</li> <li>■ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</li> <li>■ 特定商取引に関する法律</li> <li>■ 割賦販売法</li> <li>■ 抵当証券業の規制に関する法律</li> <li>■ 電気事業法</li> </ul>
<b>環境の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大気汚染防止法</li> <li>■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>■ 水質汚濁防止法</li> <li>■ 土壌汚染対策法</li> <li>■ 悪臭防止法</li> </ul>
<b>公正な競争 の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</li> <li>■ 不当景品類及び不当表示防止法</li> <li>■ 不正競争防止法</li> <li>■ 下請代金支払遅延等防止法</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報保護に関する法律</li> <li>■ 労働基準法</li> <li>■ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律</li> <li>■ 著作権法</li> <li>■ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> </ul>

### ◆対象となる法律

国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から「国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律」として定められた法律です（P28 以下参照）。

### ◆対象となる法令違反行為

- ① 刑罰規定に違反する行為（罰金や懲役等の刑罰が科される法令違反行為）
- ② 最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為  
（例：「届出義務」⇒（届出義務違反）⇒「勧告」⇒（勧告違反）⇒「命令」⇒（命令違反）⇒「刑罰」）

## 通報の対象となる法令違反行為

### ■「刑罰規定に違反する行為」の例

- 他人のものを盗んだり、横領すること（「刑法」違反）
- 有害な物質が含まれる食品を販売すること（「食品衛生法」違反）
- リコールに関連する情報を隠ぺいすること（「道路運送車両法」違反）
- 無許可で産業廃棄物の処分をすること（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反）
- 価格カルテル（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」違反）

### ■「最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為」の例

（は全て通報対象）

- 食品表示基準違反（「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」違反）

表示基準 ⇒ 表示基準違反 ⇒ 表示等指示 ⇒ 指示違反 ⇒ 命令  
⇒ 命令違反 ⇒ 刑罰

- 本人の同意なき個人情報の第三者提供（「個人情報の保護に関する法律」違反）

個人情報の第三者提供禁止 ⇒ 禁止違反 ⇒ 中止等勧告 ⇒  
勧告違反 ⇒ 命令 ⇒ 命令違反 ⇒ 刑罰

## 2 誰がどのような内容を通報する場合に対象となりますか？

労働者が、その事業者（労務提供先）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合は、

### 「労務提供先」（労務を提供する事業者）とは？

- ① 事業者において労働契約に基づき働いている一般の労働者（正社員、アルバイト、パートタイマー等）は、その雇用元の事業者
- ② 派遣労働者の場合は、派遣先の事業者
- ③ 取引契約に基づいて労務を提供する場合は、取引先の事業者

を「労務提供先」としています。

事業者には、法人や個人事業者のほか、国、地方公共団体などの行政機関も含まれます。

### 「労働者」とは？

「労働者」には、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどが含まれます。

### 「通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨」とは？

通報対象となる法令違反が、現に生じている場合か、又は発生が切迫しており発生の蓋然性が高い場合のことです。



### 3 通報先はどこですか？

「通報先」は、

- ① 事業者内部（労務提供先）
- ② 行政機関（処分等の権限を有する行政機関）
- ③ その他の事業者外部（被害の拡大防止等のために必要と認められる者）

の3つであり、それぞれ保護要件が定められています。

#### 1 事業者内部（労務提供先）

労働者の労務提供先の違いにより、以下の3つに分かれます。

- (1) 労働者が雇用元の法令違反を通報しようとする場合  
雇用元の事業者です。
- (2) 派遣労働者が派遣先の法令違反を通報しようとする場合  
派遣先の事業者です。
- (3) 労働者が取引先の法令違反を通報しようとする場合  
取引先の事業者です。

なお、労務提供先の事業者が、あらかじめ通報先として、弁護士等を定めている場合には、そこへの通報も事業者内部への通報になります。

#### 2 行政機関（処分等の権限を有する行政機関）

通報先としての「行政機関（処分等の権限を有する行政機関）」とは、通報の対象となる法令違反行為について、法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関のことです。

どの行政機関が「処分等の権限を有する行政機関」に当たるかは、各法令に基づき定まっています（P14 参照）。

(注) 「行政機関」には、各省庁等のほか、都道府県などの地方公共団体も含まれます。

### 3 その他の事業者外部（被害の拡大防止等のために必要と認められる者）

「その他の事業者外部」とは、通報の対象となる法令違反の発生や被害の拡大を防止するために必要と認められる者です。被害者又は被害を受けるおそれのある者を含みます。

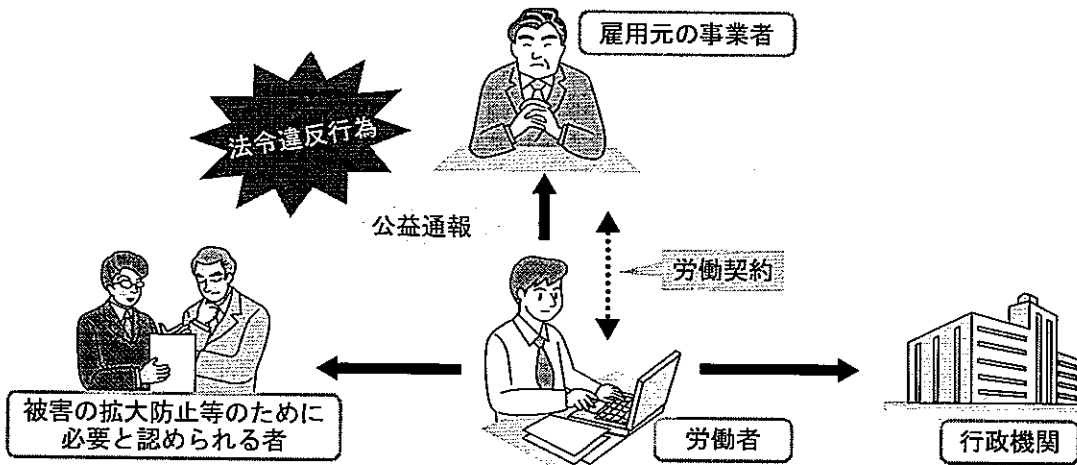
例えば、

- 報道機関
- 消費者団体
- 事業者団体
- 労働組合
- 周辺住民（有害な公害物質が排出されている場合）

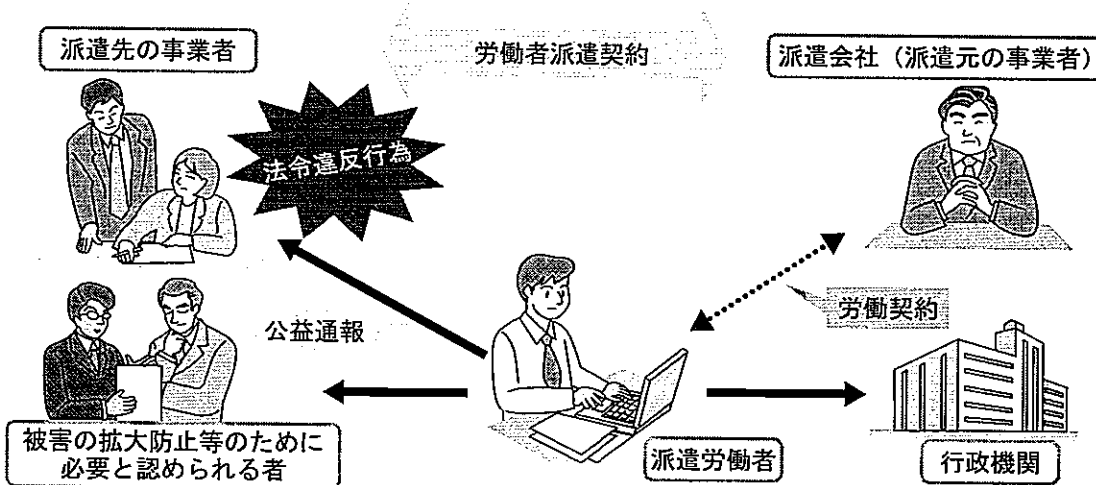
など様々な主体が該当します。

なお、ライバル企業など「労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」は除かれます。

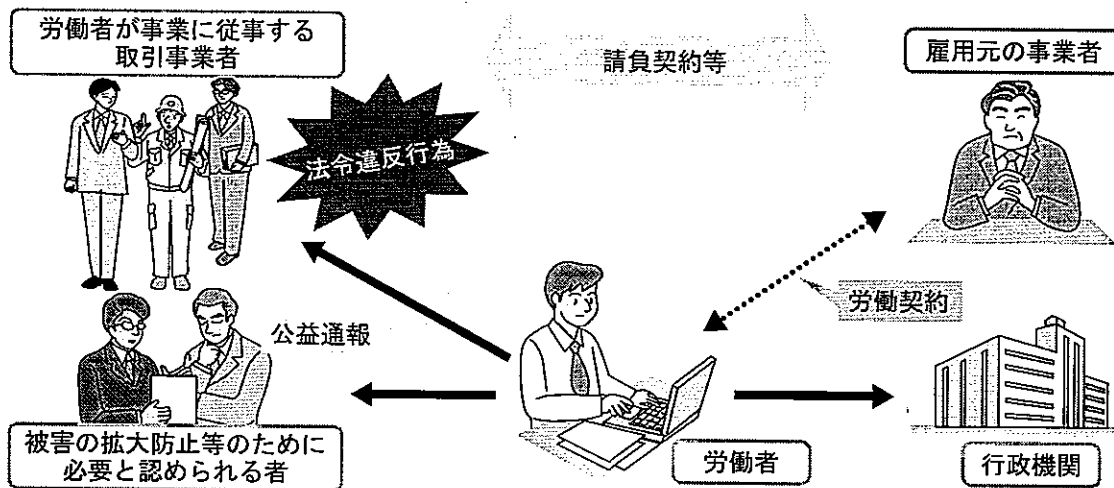
参考1 雇用元の事業者（労務提供先）における法令違反



参考2 派遣先の事業者（労務提供先）における法令違反



参考3 取引先の事業者（労務提供先）における法令違反



## 4 通報先ごとの保護要件はどのようなものですか？

3つの通報先に応じて、それぞれ保護要件が定められています。

### 1 事業者内部への通報を行おうとする場合

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

例えば、金品を要求したり、他人をおとしめるなどの目的の場合は保護されません。

### 2 行政機関への通報を行おうとする場合

以下の2つを満たすことが必要です。

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

(2) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

### 3 その他の事業者外部への通報を行おうとする場合

以下の3つを満たすことが必要です。

(1) 不正の目的で行われた通報でないこと

(2) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

(3) 次のいずれか1つに該当すること

ア 事業者内部又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合

例：以前、同僚が事業者内部に通報したところそれを理由として解雇されたような例がある場合

イ 事業者内部に公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがある  
と信ずるに足りる相当の理由がある場合

例：事業者ぐるみで法令違反が行われている場合

ウ 労務提供先から事業者内部又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

例：誰にも言わないように上司から通報を口止めされた場合

エ 書面（紙文書以外に、電子メールなど電子媒体への表示も含まれます。）により事業者内部に公益通報をした日から二十日を経過しても、当該対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先が正当な理由がなくて調査を行わない場合

例：事業者内部に書面で通報して20日を経過しても何の連絡もない場合

オ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例：安全規制に違反して健康被害が発生する危険のある食品が消費者に販売されている場合

## 通報先と保護要件

### ▶ 事業者内部

(労務提供先、労務提供先があらかじめ定めた者)

#### ① 不正の目的で行われた通報でないこと

### ▶ 行政機関

(処分等の権限を有する行政機関)

①に加えて、

#### ② 通報内容が真実であると信ずるに足りる相当の理由があること

### ▶ その他の事業者外部

(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)

①、②に加えて、

#### ③ 次のいずれか一つを満たすこと

- (1) 事業者内部又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- (2) 事業者内部に公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- (3) 労務提供先から事業者内部又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
- (4) 書面により事業者に公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
- (5) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

3

### 通報の際はどのようなことに注意すればよいのですか？

他人の正当な利益や公共の利益を害することがないようにしましょう。

公益通報の際、例えば、

- 病院の患者の氏名や病歴など、第三者の個人情報
- 通報する法令違反とは関係のない事業者の営業秘密
- 国の安全にかかわる情報

などが併せて通報された場合には、他人の正当な利益や公共の利益が害されることも考えられます。

また、真実でないことが、報道や公表を通じて、広く知られてしまうと、個人や事業者が取り返しのつかない損害を受けてしまうこともあります。

このため、法（第8条）では、通報者に対し、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないように努めなければならないとしています。

## 4

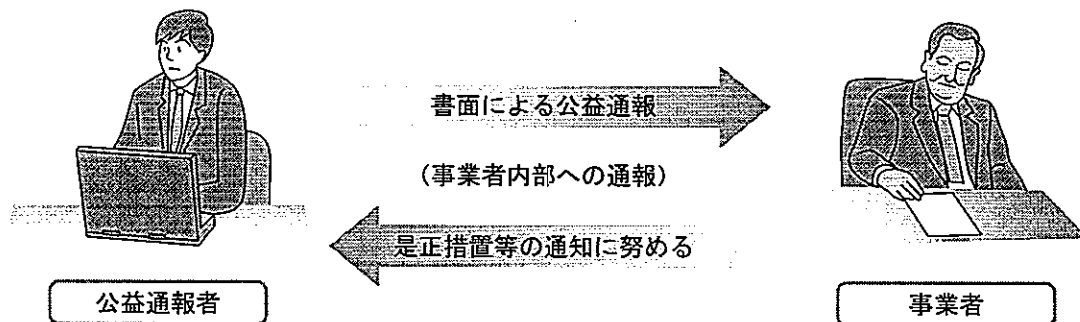
## 通報を受けた事業者や行政機関は、 どのように対応すればよいのですか？

### 1 事業者内部へ通報した場合

公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置等について、公益通報者に通知するよう努めなければなりません。

法令違反の是正を期待して事業者内部に通報した公益通報者が、是正措置等が行われたかどうかを知りたいと考えるのは当然であることから、事業者は是正措置等の状況を公益通報者に通知するよう努めなければなりません。

ただし、事業者が通知を行うためには、公益通報者の通知先が明らかである必要があるため、この場合の通報は書面によるものを前提としています。



なお、事業者が通報処理等を適正に行うための参考とするため、内閣府では、「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を作成し、公表しています。



## 2 処分等の権限を有する行政機関へ通報した場合

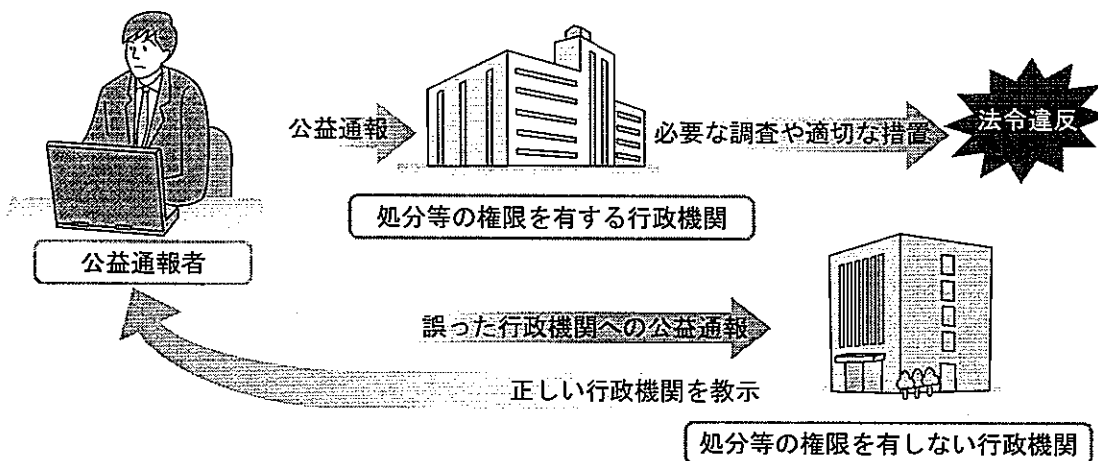
(1) 公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければなりません。

法令違反による国民への被害の未然防止や拡大防止を図るためには、公益通報を受けた行政機関が適切に通報を処理し、その是正機能を発揮することが重要であることから、公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければなりません。

(2) 公益通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は正しい行政機関を公益通報者に教示しなければなりません。

公益通報は、「処分等の権限を有する行政機関」になされることが必要です。

そのため、公益通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は正しい行政機関を公益通報者に教示しなければなりません。



なお、国の行政機関が通報処理等を適切に行うため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）」、「同（外部の労働者からの通報）」を決定し、公表しています。

**5**

## 公益通報者は、どのような保護を受けられますか？

### 1 解雇の無効

公益通報をしたことを理由として事業者が行った解雇は無効です。

### 2 解雇以外の不利益な取扱いの禁止

解雇以外にも、公益通報をしたことを理由とするその他の不利益な取扱いも禁止されています。

#### 「その他の不利益な取扱い」の例

- 降格
- 減給
- 訓告
- 自宅待機命令
- 給与上の差別
- 退職の強要
- 専ら雑務に従事させること
- 退職金の減額・没収（退職者の場合）

### 3 労働者派遣契約の解除の無効等

派遣労働者が派遣先で生じている法令違反行為を通報しても、それを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めること等も禁止されています。

## Ⅲ. ご質問にお答えします！

- Q1** 匿名による通報  
匿名の通報でも保護の対象になりますか？…………… 17
- Q2** 通報者の範囲  
公益通報をした公務員も法の対象ですか？…………… 17
- Q3** 対象外の通報  
法で保護の対象とならない通報は保護されないのですか？…………… 18
- Q4** 通報先の順番  
まず事業者内部に通報してからでないと、事業者外部に通報しても保護されないのですか？…………… 18
- Q5** 通報先に伝える内容  
通報先にはどの程度の内容を伝える必要がありますか？…………… 19
- Q6** 通報後の結果  
事業者に通報後、調査結果や是正結果の通知がなく、進ちょく状況がわかりません。どうすればよいのですか？…………… 20
- Q7** 通報者本人の秘密  
行政機関に通報した場合、通報者の秘密は守られますか？…………… 21
- Q8** 第三者への相談  
ある事案が法の保護対象となる通報に該当するかどうか等について、事業者や行政機関以外の第三者に相談する際に注意すべきことがありますか？…………… 22
- Q9** 通報者を保護する他の法律との関係  
法と法令違反を通報した労働者を保護する個別の法律との関係はどうなりますか？…………… 23
- Q10** 不利益な取扱いを受けたときの対応  
公益通報を行った後に事業者から不利益な取扱いを受けた場合は、どうすればよいのですか？…………… 23

**Q1**

### 匿名による通報

匿名の通報でも保護の対象になりますか？

**A**

匿名の通報であれば、通常は通報者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けないため保護する必要が生じません。

ただし、通報時には匿名でも、何らかの事情により、通報者本人が特定され、解雇その他の不利益な取扱いを受けた場合には、保護の対象になります。

**Q2**

### 通報者の範囲

公益通報をした公務員も法の対象ですか？

**A**

公務員も法の対象です。

しかし、公務員については、国家公務員法等の公務員法制において、身分保障等が規定されています。

そのため、法（第7条）では、公務員の任命権者等に対し、公益通報を理由とした免職その他不利益な取扱いがなされないよう公務員法制を適用しなければならない旨規定しています。

なお、国の行政機関内部の職員からの通報処理等を適切に行うため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）」を決定し、公表しています。

**Q3****対象外の通報**

法で保護の対象とならない通報は保護されないのですか？

**A**

法は、保護要件等を明確化して、通報を理由とした解雇その他不利益な取扱いを制限し、公益通報者の保護を図ろうとするものです。

法の対象とならない通報については、これまで通り、解雇について客観的に合理的な理由等がない場合に無効とする労働基準法第18条の2（参考）など、従来の法体系の中で通報者の保護が判断されることに変わりありません。

こうした趣旨を明確に示すために、法（第6条第2項）では、通報を理由とした解雇については、労働基準法第18条の2の規定の適用を妨げるものではない旨を定めています。

（参考）労働基準法  
（解雇）

第18条の2 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

**Q4****通報先の順番**

まず事業者内部に通報してからでないと、事業者外部に通報しても保護されないのですか？

**A**

法では、事業者内部、行政機関、その他の事業者外部の3つの通報先が定められています。

定められた通報先に応じて、それぞれ保護要件が設定されていますが、通報に当たっては、それぞれの保護要件を満たしていれば保護されますので、それらの間の順番は問いません。

Q5

## 通報先に伝える内容

通報先にはどの程度の内容を伝える必要がありますか？

A

「公益通報」とは、労働者が不正の目的でなく、労務提供先において、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている事実を、通報先に通報することです。

通報の対象となる事実については、法令の具体的な条項まで指定する必要はありませんが、どのような行為を行ったかなどを具体的に示さなければ、通報先は、その行為がどの法令に違反しているのかを判断できません。

このように、通報先には、その後の調査や是正等を実施できる程度に具体的な事実を知らせる必要があります。

なお、事業者内部に通報しようとするときは、法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合、通報できます。

また、行政機関及びその他事業者外部に通報しようとするときは、法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由があると判断できるような根拠資料を示すことが必要です。

Q6

### 通報後の結果

事業者に通報後、調査結果や是正結果の通知がなく、進ちよく状況がわかりません。どうすればよいのですか？

A

通報を受けた事業者は、通報の対象となる事実がなかったときは、事実がない旨を通報者に通知するよう努めなければなりません。

このため、まずは、事業者に対し通報事案に関する調査の進ちよく状況を問い合わせてみるのがよいでしょう。

なお、通報者が事業者に対し、調査や是正措置の進ちよく状況について何度問い合わせても、単に「調査の準備中」又は「調査中」と告げられるような場合、その他の事業者外部への通報の保護要件である「正当な理由なく調査を行わない場合」に該当する場合もあると考えられます。

Q7

## 通報者本人の秘密

行政機関に通報した場合、通報者の秘密は守られますか？

A

行政機関の職員は、国家公務員法等の規定により、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされており、通報者の秘密は守られます。

また、行政機関が保有する個人情報については、

- ① 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」において不開示情報とされていること、
- ② 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により利用目的をできる限り特定し、目的外の利用・提供を厳しく制限していること

から、通報者の氏名など個人情報についても保護されることとなります。

このため、通報者本人の氏名など通報者の個人情報が開示されることはありません。

なお、「国の行政機関の通報処理ガイドライン」においても、行政機関に対し通報者の個人情報保護を徹底し、適正な個人情報の取扱いを確保することとしています。



Q8

### 第三者への相談

ある事案が法の保護対象となる通報に該当するかどうか等について、事業者や行政機関以外の第三者に相談する際に注意すべきことがありますか？

A

「相談」とは他人に助言を求める行為です。

一方、「通報」とは一定の事実を他人に知らせる行為をいい、公益通報の場合、具体的な事実を通報先に知らせる行為です。

法令違反行為を誰が行っているかなど具体的な事実を知らせないで行われるものは「相談」であり、具体的な事実を示して行われるものは「通報」に当たります。

したがって、第三者への「相談」という形をとっていても、具体的な事実を知らせる場合は法でいう「通報」となりますので、法の保護を受けるためには、法で定める要件を満たすことが必要です。

なお、弁護士への相談については、弁護士は職務上知り得た秘密を保持する守秘義務を有していますので、具体的な事実を示して行われるものであっても「通報」には当たりません。

Q9

### 通報者を保護する他の法律との関係

法と法令違反を通報した労働者を保護する個別の法律との関係はどうなりますか？

A

通報者の保護を規定した個別の法律としては、

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 鉱山保安法

などがあります。

これらの法律に違反する事実を通報した労働者の保護については、法の施行後も、それぞれの通報者保護の規定が適用されることに変わりありません。

法（第6条第1項）では、こうした趣旨を明確にするため、個別の法律で定める通報者保護の規定が併せて適用される旨を定めています。

Q10

### 不利益な取扱いを受けたときの対応

公益通報を行った後に事業者から不利益な取扱いを受けた場合は、どうすればよいのですか？

A

公益通報者が事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けた場合には、労働審判手続（平成18年4月制度開始予定）を申し立てたり、最終的には訴えを提起したりして解決を図っていくことになります。

（注）労働審判手続は、地方裁判所に申し立てることができます。

## 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

公布：平成十六年六月十八日

### （目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実とな

る場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員

二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

（解雇の無効）

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行つた解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ 前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ニ 書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（労働者派遣契約の解除の無効）

第四条 第二条第一項第二号に掲げる事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者で

ある公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として同項第二号に掲げる事業者が行った労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

（不利益取扱いの禁止）

第五条 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

（解釈規定）

第六条 前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第十条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

2 第三条の規定は、労働基準法第十八条の二の規定の適用を妨げるものではない。

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

（他人の正当な利益等の尊重）

第八条 第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

（是正措置等の通知）

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、

当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

(行政機関がとるべき措置)

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところによる。

(教示)

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する。

→ 公益通報者保護法の施行期日を定める政令（平成十七年政令第百四十五号）により、平成 18 年 4 月 1 日施行

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- 七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

## 通報対象となる法律の一覧（平成17年12月現在）

（五十音順）

- |   |  |
|---|--|
| 1 悪臭防止法   | 35 覚せい剤取締法                                 |
| 2 あへん法  | 36 確定給付企業年金法                               |
| 3 アルコール事業法  | 37 確定拠出年金法                                 |
| 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律                              | 38 貸金業の規制等に関する法律                           |
| 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律                         | 39 ガス事業法                                   |
| 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律                   | 40 化製場等に関する法律                              |
| 7 医師法   | 41 家畜改良増殖法                                 |
| 8 意匠法   | 42 家畜伝染病予防法                                |
| 9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律                  | 43 家畜取引法                                   |
| 10 医療法  | 44 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律              |
| 11 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律              | 45 学校教育法                                   |
| 12 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法                       | 46 割賦販売法                                   |
| 13 栄養士法   | 47 家庭用品品質表示法                               |
| 14 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律                         | 48 家内労働法                                   |
| 15 卸売市場法  | 49 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律                 |
| 16 温泉法  | 50 貨物自動車運送事業法                              |
| 17 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律                           | 51 貨物利用運送事業法                               |
| 18 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律 | 52 火薬類取締法                                  |
| 19 外国為替及び外国貿易法  | 53 簡易生命保険法                                 |
| 20 外国証券業者に関する法律                                       | 54 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律              |
| 21 外国人漁業の規制に関する法律                                     | 55 幹線道路の沿道の整備に関する法律                        |
| 22 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律                   | 56 義肢装具士法                                  |
| 23 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律                                | 57 技術士法                                    |
| 24 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法                          | 58 気象業務法                                   |
| 25 介護保険法  | 59 軌道法                                     |
| 26 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律                               | 60 揮発油等の品質の確保等に関する法律                       |
| 27 会社更生法  | 61 救急救命士法                                  |
| 28 海上運送法  | 62 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律                   |
| 29 海上交通安全法  | 63 教育職員免許法                                 |
| 30 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律                               | 64 狂犬病予防法                                  |
| 31 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律                                | 65 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律                  |
| 32 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律                              | 66 行政書士法                                   |
| 33 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律                            | 67 協同組合による金融事業に関する法律                       |
| 34 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律                          | 68 協同組織金融機関の優先出資に関する法律                     |
|   | 69 漁業災害補償法                                 |
|   | 70 漁業法                                     |
|   | 71 漁船損害等補償法                                |
|   | 72 漁船法                                     |
|   | 73 銀行法                                     |
|   | 74 金属鉱業等鉱害対策特別措置法                          |
|   | 75 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 |
|   | 76 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律                    |

- 77 金融機関の合併及び転換に関する法律
- 78 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
- 79 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
- 80 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律
- 81 金融先物取引法
- 82 勤労者財産形成促進法
- 83 クリーニング業法
- 84 警備業法
- 85 刑法
- 86 計量法
- 87 下水道法
- 88 結核予防法
- 89 検疫法
- 90 健康増進法
- 91 健康保険法
- 92 言語聴覚士法
- 93 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 94 原子力災害対策特別措置法
- 95 原子力損害の賠償に関する法律
- 96 建設業法
- 97 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 98 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- 99 建築基準法
- 100 建築士法
- 101 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 102 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- 103 高圧ガス保安法
- 104 興行場法
- 105 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
- 106 工業標準化法
- 107 鋳業法
- 108 工業用水道事業法
- 109 工業用水法
- 110 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
- 111 航空機製造事業法
- 112 航空法
- 113 鋳山保安法
- 114 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律
- 115 公衆浴場法
- 116 厚生年金保険法
- 117 更生保護事業法
- 118 高速自動車国道法
- 119 港則法
- 120 公認会計士法
- 121 小売商業調整特別措置法
- 122 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 123 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 124 港湾運送事業法
- 125 港湾労働法
- 126 小型船造船業法
- 127 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
- 128 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
- 129 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例等に関する法律
- 130 国民健康保険法
- 131 国民年金法
- 132 湖沼水質保全特別措置法
- 133 個人情報保護に関する法律
- 134 古物営業法
- 135 雇用対策法
- 136 雇用保険法
- 137 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
- 138 災害救助法
- 139 災害対策基本法
- 140 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律
- 141 債権管理回収業に関する特別措置法
- 142 採石法
- 143 最低賃金法
- 144 作業環境測定法
- 145 サリン等による人身被害の防止に関する法律
- 146 塩事業法
- 147 歯科医師法
- 148 歯科衛生士法
- 149 歯科技工士法
- 150 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 151 資産の流動化に関する法律  
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
- ※（この2本の法律は、実質的に1本である）  
ので、併せて掲げてあります。
- 152 自然環境保全法
- 153 自然公園法
- 154 持続的養殖生産確保法
- 155 下請代金支払遅延等防止法
- 156 質屋営業法



- 157 実用新案法
- 158 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- 159 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律
- 160 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- 161 自動車損害賠償保障法
- 162 自動車ターミナル法
- 163 自動車の保管場所の確保等に関する法律
- 164 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- 165 児童福祉法
- 166 視能訓練士法
- 167 司法書士法
- 168 社会福祉士及び介護福祉士法
- 169 社会福祉施設職員等退職手当共済法
- 170 社会福祉法
- 171 社会保険労務士法
- 172 社債等の振替に関する法律
- 173 獣医師法
- 174 獣医療法
- 175 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- 176 柔道整復師法
- 177 銃砲刀剣類所持等取締法
- 178 集落地域整備法
- 179 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
- 180 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- 181 種苗法
- 182 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
- 183 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 184 浄化槽法
- 185 証券取引法
- 186 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 187 商店街振興組合法
- 188 消費生活協同組合法
- 189 消費生活用製品安全法
- 190 商標法
- 191 商品投資に係る事業の規制に関する法律
- 192 商品取引所法
- 193 商法
- 194 消防法
- 195 職業安定法
- 196 職業能力開発促進法
- 197 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 198 食品衛生法
- 199 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 200 植物防疫法
- 201 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 202 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
- 203 信託業法
- 204 振動規制法
- 205 じん肺法
- 206 信用金庫法
- 207 診療放射線技師法
- 208 森林組合法
- 209 森林病害虫等防除法
- 210 水産業協同組合法
- 211 水産資源保護法
- 212 水質汚濁防止法
- 213 水洗炭業に関する法律
- 214 水道法
- 215 水防法
- 216 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
- 217 製菓衛生師法
- 218 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
- 219 生活保護法
- 220 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 221 精神保健福祉士法
- 222 税理士法
- 223 石油コンビナート等災害防止法
- 224 石油需給適正化法
- 225 石油の備蓄の確保等に関する法律
- 226 石油パイプライン事業法
- 227 絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律
- 228 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 229 船員災害防止活動の促進に関する法律
- 230 船員職業安定法
- 231 船員法
- 232 船員保険法
- 233 船主相互保険組合法
- 234 船舶安全法
- 235 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- 236 船舶油濁損害賠償保障法
- 237 騒音規制法
- 238 臓器の移植に関する法律
- 239 倉庫業法
- 240 造船法
- 241 測量法
- 242 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- 243 ダイオキシン類対策特別措置法
- 244 大気汚染防止法
- 245 大規模小売店舗立地法
- 246 大規模地震対策特別措置法
- 247 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に

- に関する法律
- 248 大麻取締法
- 249 タクシー業務適正化特別措置法
- 250 宅地造成等規制法
- 251 宅地建物取引業法
- 252 たばこ事業法
- 253 炭鉱災害による一酸化中毒症に関する特別措置法
- 254 担保附社債信託法
- 255 中間法人法
- 256 駐車場法
- 257 中小企業退職金共済法
- 258 中小企業団体の組織に関する法律
- 259 中小企業等協同組合法
- 260 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律
- 261 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律
- 262 中小漁業融資保証法
- 263 長期信用銀行法
- 264 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 265 調理師法
- 266 著作権等管理事業法
- 267 著作権法
- 268 地力増進法
- 269 賃金の支払の確保等に関する法律
- 270 通関業法
- 271 積立式宅地建物販売業法
- 272 抵当証券業の規制等に関する法律
- 273 鉄道営業法
- 274 鉄道事業法
- 275 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 276 電気工事士法
- 277 電気事業法
- 278 電気通信事業法
- 279 電気通信役務利用放送法
- 280 電気用品安全法
- 281 電子署名及び認証業務に関する法律
- 282 電波法
- 283 投資信託及び投資法人に関する法律
- 284 動物の愛護及び管理に関する法律
- 285 道路運送車両法
- 286 道路運送法
- 287 道路交通法
- 288 道路法
- 289 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
- 290 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 291 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
- 292 特定家庭用機器再商品化法
- 293 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律
- 294 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
- 295 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- 296 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法
- 297 特定商取引に関する法律
- 298 特定商品等の預託等取引契約に関する法律
- 299 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- 300 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- 301 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- 302 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- 303 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 304 毒物及び劇物取締法
- 305 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- 306 都市計画法
- 307 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 308 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- 309 土壌汚染対策法
- 310 土地家屋調査士法
- 311 と畜場法
- 312 特許法
- 313 内航海運業法
- 314 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法
- 315 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律
- 316 熱供給事業法
- 317 農業機械化促進法
- 318 農業協同組合法
- 319 農業災害補償法
- 320 農業信用保証保険法
- 321 農産物検査法
- 322 農住組合法
- 323 農水産業協同組合貯金保険法
- 324 農薬取締法
- 325 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- 326 農林中央金庫法
- 327 農林物資の規格化及び表示の適正化に関する法律
- 328 売春防止法
- 329 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 330 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律

- 331 破壊活動防止法  
332 爆発物取締罰則  
333 破産法  
334 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律  
335 半導体集積回路の回路配置に関する法律  
336 被災市街地復興特別措置法  
337 人質による強要行為等の処罰に関する法律  
338 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律  
339 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律  
340 美容師法  
341 肥料取締法  
342 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
343 武器等製造法  
344 不正アクセス行為の禁止等に関する法律  
345 不正競争防止法  
346 物価統制令  
347 不当景品類及び不当表示防止法  
348 不動産特定共同事業法  
349 不動産の鑑定評価に関する法律  
350 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
351 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律  
352 文化財保護法  
353 弁護士法  
354 弁理士法  
355 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律  
356 放送法  
357 暴力行為等処罰に関する法律  
358 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
359 保険業法  
360 保健師助産師看護師法  
361 母体保護法  
362 墓地、埋葬等に関する法律  
363 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  
364 前払式証票の規制等に関する法律  
365 麻薬及び向精神薬取締法  
366 マンションの管理の適正化の推進に関する法律  
367 水先法  
368 未成年者飲酒禁止法  
369 未成年者喫煙禁止法  
370 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律  
371 民間事業者による信書の送達に関する法律  
372 民事再生法  
373 無限連鎖講の防止に関する法律  
374 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律  
375 無尽業法  
376 薬剤師法  
377 薬事法  
378 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律  
379 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律  
380 遊漁船業の適正化に関する法律  
381 有限会社法  
382 郵政窓口事務の委託に関する法律  
383 有線テレビジョン放送法  
384 有線電気通信法  
385 有線放送電話に関する法律  
386 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律  
387 郵便物運送委託法  
388 郵便法  
389 輸出入取引法  
390 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
391 養鶏振興法  
392 養ほう振興法  
393 預金等に係る不当契約の取締に関する法律  
394 預金保険法  
395 理学療法士及び作業療法士法  
396 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法  
397 理容師法  
398 旅館業法  
399 旅行業法  
400 林業種苗法  
401 林業労働力の確保の促進に関する法律  
402 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律  
403 臨床工学技士法  
404 老人福祉法  
405 老人保健法  
406 労働安全衛生法  
407 労働関係調整法  
408 労働基準法  
409 労働金庫法  
410 労働組合法  
411 労働者災害補償保険法  
412 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律  
413 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

このハンドブックに関するお問い合わせ先

**内閣府国民生活局企画課**

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL. (03) 3581-4989

(平日10:00~12:00、13:00~17:00)

内閣府ではホームページにより公益通報者保護法に関する  
情報を提供しています。どうぞご利用ください。

URL <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>